

○美作市保育所費用徴収規則

平成17年 3月31日

規則第68号

改正 平成19年 3月12日規則第 4号  
平成20年 2月19日規則第 3号  
平成21年 3月25日規則第20号  
平成22年 3月31日規則第21号  
平成25年 1月18日規則第 1号  
平成27年 3月23日規則第16号  
平成28年 8月29日規則第54号  
平成29年11月24日規則第31号  
令和元年 9月30日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び美作市保育所条例（美作市条例第115号）第8条の規定に基づき徴収する保育所費用の額及び徴収方法等について定めるものとする。

(保育所費用)

第2条 保育所費用は、児童の扶養義務者から徴収する。

2 保育料の額は、別表のとおりとする。

3 給食費は、主食費及び副食費をいうものとし、給食費の額は、次のとおりとする。

(1) 主食費 月額1,000円

(2) 副食費 月額4,500円

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、戸籍上の第3子以降の児童の保育料の額は、無料とする。

(保育所費用の納入)

第3条 保育所費用は、毎月末日（12月及び3月にあつては、25日）までにその月分を納付しなければならない。ただし、その日が美作市の休日を定める条例（平成17年美作市条例第2号）第2条に規定する休日に該当するときは、これらの日の翌日を納期限とする。

(保育所費用の不還付)

第4条 既納の保育所費用は、還付しない。ただし、市長において相当の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(保育所費用の減免)

第5条 市長は、扶養義務者に負担能力がないと認めるとき又は入所児童の疾病等で欠席が全月に当たるときは、保育所費用の全部又は一部を減免することができる。

2 前項の規定により保育所費用の減免を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、その可否を決定し、所定の通知書により申請者に通知するものとする。

(督促)

第6条 児童の扶養義務者が保育所費用を第3条に規定する納期限までに完納しない場

合には、市長は、納期限後30日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。  
(滞納処分)

第7条 市長は、前条の規定により督促を受けた者が同条の規定により指定された期限までにその督促に係る保育所費用を完納しないときは、法附則第6条第7項の規定に基づき地方税法（昭和25年法律第226号）の滞納処分の例により処分することができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、保育所費用の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の勝田町保育条例（昭和62年勝田町条例第8号）、東栗倉村保育の実施料徴収規則（平成10年東栗倉村規則第4号）、大原町保育所規則（平成11年年大原町規則第19号）、児童福祉法第56条の規定による費用の徴収規則（昭和36年美作町規則第1号）、作東町保育園設置条例（昭和46年作東町条例第28号）又は児童福祉法第56条の規定による費用の徴収規則（昭和56年3月24日英田町制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成17年度の4歳以上児の保育料に限り、第4階層から第7階層の徴収金基準額は、第2条第2項の規定にかかわらず、月額18,000円とする。

(保育所費用についての特例)

4 第2条第2項の規定にかかわらず、3歳児及び4歳以上児又は市町村民税非課税世帯に属する児童に係る保育料の額は、無料とする。

5 第2条第3項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に係る副食費は、徴収しない。

(1) 戸籍上の第3子以降である児童

(2) 市町村民税所得割合算額が57,700円未満の世帯に属する子

(3) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第22条に定める者がいる世帯であって、市町村民税所得割合算額が77,101円未満のものに属する児童

6 第2条第3項及び前項の規定にかかわらず、3歳未満児に係る給食費は、徴収しない。

附 則（平成19年3月12日規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月19日規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日規則第20号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第21号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月18日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月23日規則第16号）  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月29日規則第54号）  
この規則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成29年11月24日規則第31号）  
この規則は、公布の日から施行し、平成29年度の保育料から適用する。

附 則（令和元年9月30日規則第18号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の美作市保育所費用徴収規則の規定は、令和元年10月分以降の保育所費用から適用し、令和元年9月分までの保育所費用については、なお従前の例による。

（市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正）

4 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年美作市規則第7号）を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表（第2条関係）

保育料基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	7,600円	5,100円	4,500円
第3階層	均等割のみの課税世帯	12,500円 (12,300円)	8,000円 (7,800円)	7,300円 (7,100円)
第4階層	所得割合算額の区分が 24,300円未満	14,500円 (14,300円)	11,000円 (10,800円)	9,800円 (9,600円)
第5階層	次の区分に 該当する世帯	16,500円 (16,300円)	14,000円 (13,800円)	12,300円 (12,100円)
第6階層	24,300円以上48,600円未満	17,500円 (17,100円)	14,900円 (14,500円)	13,800円 (13,400円)
第7階層	48,600円以上58,200円未満	19,500円 (19,100円)	16,900円 (16,500円)	15,400円 (15,000円)
第8階層	58,200円以上67,800円未満	21,500円 (21,100円)	18,900円 (18,500円)	17,000円 (16,600円)
第9階層	67,800円以上77,400円未満	23,500円 (23,100円)	20,900円 (20,500円)	18,600円 (18,200円)
第10階層	77,400円以上87,000円未満	25,500円 (25,100円)	22,900円 (22,500円)	20,200円 (19,800円)
	87,000円以上97,000円未満			

第11階層	97,000円以上115,000円未満	28,800円 (28,200円)	26,200円 (25,600円)	20,900円 (20,300円)
第12階層	115,000円以上133,000円未満	31,800円 (31,200円)	29,200円 (28,600円)	21,400円 (20,800円)
第13階層	133,000円以上151,000円未満	34,800円 (34,200円)	32,200円 (31,600円)	21,900円 (21,300円)
第14階層	151,000円以上169,000円未満	37,800円 (37,200円)	35,200円 (34,600円)	22,400円 (21,800円)
第15階層	169,000円以上235,000円未満	44,800円 (43,900円)	35,600円 (34,700円)	22,400円 (21,800円)
第16階層	235,000円以上301,000円未満	51,800円 (50,900円)	36,000円 (35,100円)	22,400円 (21,800円)
第17階層	301,000円以上397,000円未満	68,000円 (66,800円)	36,000円 (35,100円)	22,400円 (21,800円)
第18階層	397,000円以上	88,400円 (86,800円)	36,000円 (35,100円)	22,400円 (21,800円)

(注) 保育料基準額(月額)欄の括弧内の値は、保育短時間における保育料の額を示す。

備考

- 「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割を、「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。ただし、この所得割を算定する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとし、同法第323条に規定する市町村民税の減免のあった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 4月分から8月分までの保育料基準額は前年度分の所得割課税額により、9月分から3月分までの保育料基準額は当年度分の所得割課税額により算定するものとする。
- 同一世帯(第2階層から第18階層までの世帯に限る。)に子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第13条第2項各号に掲げる小学校就学前子ども(以下「就学前児童」という。)が2人以上いる場合における保育料の額は、保育所に入所している児童(以下「対象児童」という。)の区分に応じ、それぞれ次表に定めるとおりとする。ただし、当該対象児童の属する世帯が備考6に掲げる世帯に該当する場合は、備考6で定める基準により算定した額を保育料基準額として計算して得た額とする。

区分	保育料の額
対象児童が、同一世帯の就学前児童の中で最年長である場合	保育料基準額表に定める額
対象児童が、同一世帯の就学前児童の中で最年長の者の次に年齢が高い者である場合	保育料基準額表に定める額×0.5

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

- 4 この表（備考を含む。）において「3歳未満児」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定による保育の利用がなされた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中は3歳未満児とみなす。
- 5 この表（備考を含む。）において「3歳児」とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育の利用がなされた日の属する月の初日において4歳に達していない児童で、3歳未満児でないものをいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中は3歳児とみなす。
- 6 児童の属する世帯が次表に掲げる区分のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める額を保育料基準額とする。

区分	保育料基準額（月額）
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は市町村民税非課税世帯	第2子（子ども・子育て支援法施行令第14条第1項第1号イに定める児童をいう。以下同じ。） 0円
所得割合算額が57,700円未満の世帯（備考7に掲げる児童の属するものを除く。）	第2子 保育料基準額表に定める額×0.5

- 7 子ども・子育て支援法施行規則第22条に定める者がいる世帯であって、所得割合算額が77,101円未満のものに属する児童については、それぞれ次表に定める額を保育料基準額とする。ただし、第2子以降は、0円とする。

階層区分	保育料基準額（月額）		
	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
第1階層	0円	0円	0円
第2階層	0円	0円	0円
第3階層	5,750円 (5,650円)	3,500円 (3,400円)	3,150円 (3,050円)
第4階層	6,750円 (6,650円)	5,000円 (4,900円)	4,400円 (4,300円)
第5階層	7,750円 (7,650円)	6,000円 (6,000円)	5,650円 (5,550円)
第6階層	8,250円 (8,050円)	6,000円 (6,000円)	6,000円 (6,000円)
第7階層	9,000円 (9,000円)	6,000円 (6,000円)	6,000円 (6,000円)
第8階層	9,000円 (9,000円)	6,000円 (6,000円)	6,000円 (6,000円)

(注1) 保育料基準額（月額）欄の括弧内の値は、保育短時間における保育料の額を示す。

(注2) 第8階層は、所得割合算額が77,101円未満の世帯に限る。